

諮問庁：防衛大臣

諮問日：令和7年2月20日（令和7年（行情）諮問第258号）及び同年3月13日（同第369号）

答申日：令和8年10月23日（令和8年度（行情）答申第699号及び同第700号）

事件名：基礎情報隊が作成した情報資料のうち特定の期間につづられた文書及び当該記事一覧の一部開示決定に関する件
基礎情報隊が作成した情報資料のうち特定の期間につづられた文書及び当該記事一覧の一部開示決定に関する件

答 申 書

第1 審査会の結論

別紙の1に掲げる2文書（以下、順に「本件請求文書1」及び「本件請求文書2」といい、併せて「本件請求文書」という。）の各開示請求に対し、別紙の2に掲げる42文書（以下、順に「文書1」ないし「文書42」といい、本件請求文書1に係る「文書1」ないし「文書19」を「本件対象文書1」、本件請求文書2に係る「文書20」ないし「文書42」を「本件対象文書2」といい、併せて「本件対象文書」という。）を特定し、その一部を不開示とした各決定は、いずれも妥当である。

第2 審査請求人の主張の要旨

1 審査請求の趣旨

行政機関の保有する情報の公開に関する法律（以下「法」という。）3条の規定に基づく各開示請求に対し、令和6年11月27日付け防官文第26829号及び同年12月23日付け同第29238号により防衛大臣（以下「処分庁」又は「諮問庁」という。）が行った各一部開示決定（以下、順に「原処分1」及び「原処分2」といい、併せて「原処分」という。）について、その取消し等を求める。

2 審査請求の理由

審査請求人の主張する審査請求の理由は、各審査請求書によると、おおむね以下のとおりである。

（1）諮問第258号（原処分1関係）

ア ないしエ （略）

オ 一部に対する不開示決定の取消し。

記録された内容を精査し、支障が生じない部分については開示すべきである。

カ及びキ （略）

ク 他に文書がないか確認を求める。

審査請求人には確認する手段がないので、他に文書がないか念のため確認を求める。

ケ (略)

(2) 諮問第369号(原処分2関係)

アないしエ (略)

オ 上記(1)オと同じ。

カ及びキ (略)

ク 上記(1)クと同じ。

第3 諮問庁の説明の要旨

1 経緯

(1) 諮問第258号(原処分1関係)

原処分1に係る開示請求(以下「本件開示請求1」という。)は、本件請求文書1の開示を求めるものであり、これに該当する行政文書として、本件対象文書1を特定し、令和6年11月27日付け防官文第26829号により、法5条3号に該当する部分を不開示とするとともに「当該記事一覧」に該当する行政文書を不開示とする一部開示決定処分(原処分1)を行った。

諮問第258号の前提となる審査請求は、原処分1に対して提起されたものである。

(2) 諮問第369号(原処分2関係)

原処分2に係る開示請求(以下「本件開示請求2」という。)は、本件請求文書2の開示を求めるものであり、これに該当する行政文書として、本件対象文書2を特定し、令和6年12月23日付け防官文第29238号により、法5条3号に該当する部分を不開示とするとともに「当該記事一覧」に該当する行政文書を不開示とする一部開示決定処分(原処分2)を行った。

諮問第369号の前提となる審査請求は、原処分2に対して提起されたものである。

2 本件対象文書について(諮問第258号及び同第369号)

(1) 文書1ないし文書18及び文書20ないし文書41は、陸上自衛隊基礎情報隊(以下「基礎情報隊」という。)の各科担当者が新聞、インターネット等様々な媒体から収集した情報を基に電磁的記録により作成したものである。当該文書の保管は、システム内にフォルダを作成し、その中に格納することにより行っている。

(2) 文書19及び文書42は、文書18及び文書41の各国データベースとは異なるシステムに保管(登録)されているデータ資料である。

3 「当該記事一覧」について(諮問第258号及び同第369号)

本件対象文書は、上記２のとおりシステム内に保管しており、当該文書は利用者の目的に応じて資料名、トピック、地域、キーワード等を適宜選択し検索できる環境にあり、一覧性を持った資料を作成する必要はないことから、当該記事一覧については作成していない。

４ 法５条該当性について（諮問第２５８号及び同第３６９号）

本件対象文書のうち、不開示とした部分及び不開示とした理由は、次のとおりであり、法５条３号に該当する部分を不開示とした。

（１）文書１ないし文書１７及び文書２０ないし文書４０の文書中、情報資料作成者の氏名及び階級等については、これを公にすることにより、自衛隊の情報業務に携わる隊員が特定され、情報を得ようとする者から当該隊員に対する不当な働き掛けが直接行われるおそれがあるなど、じ後の防衛省・自衛隊の任務の効果的な遂行に支障を及ぼし、ひいては我が国の安全を害するおそれがあることから、法５条３号に該当するため不開示とした。

（２）文書１８、文書１９、文書４１及び文書４２の全てについては、これを公にすることにより、防衛省・自衛隊の情報関心及び情報の収集、分析能力が推察され、自衛隊の任務の効果的な遂行に支障を及ぼし、ひいては我が国の安全を害するおそれがあることから、法５条３号に該当するため不開示とした。

５ 審査請求人の主張について（諮問第２５８号及び同第３６９号）

（１）諮問第２５８号（原処分１関係）

アないしウ （略）

エ 審査請求人は、「一部に対する不開示決定の取消し」として、支障が生じない部分について開示を求めるが、原処分１においては、本件対象文書１の法５条該当性を十分に検討した結果、上記４のとおり、本件対象文書１の一部が同条３号に該当することから当該部分を不開示としたものであり、その他の部分については開示している。

オ及びカ （略）

キ 審査請求人は、「他に文書がないか確認を求める」としているが、本件対象文書１のほかに本件開示請求に係る行政文書は保有していない。

ク （略）

ケ 以上のことから、審査請求人の主張にはいずれも理由がなく、原処分１を維持することが妥当である。

（２）諮問第３６９号（原処分２関係）

アないしウ （略）

エ 上記（１）エと同じ（ただし、「原処分１」を「原処分２」に、「本件対象文書１」を「本件対象文書２」にそれぞれ改める。）。

オ及びカ (略)

キ 上記(1)キと同じ(ただし、「本件対象文書1」を「本件対象文書2」に改める。)。

ク 以上のことから、審査請求人の主張にはいずれも理由がなく、原処分2を維持することが妥当である。

第4 調査審議の経過

当審査会は、本件各諮問事件について、以下のとおり、併合し、調査審議を行った。

- | | |
|--------------|--|
| ① 令和7年2月20日 | 諮問の受理(令和7年(行情)諮問第258号) |
| ② 同日 | 諮問庁から理由説明書を収受(同上) |
| ③ 同年3月6日 | 審議(同上) |
| ④ 同月13日 | 諮問の受理(令和7年(行情)諮問第369号) |
| ⑤ 同日 | 諮問庁から理由説明書を収受(同上) |
| ⑥ 同年4月18日 | 審議(同上) |
| ⑦ 令和8年10月16日 | 委員の交代に伴う所要の手続の実施、令和7年(行情)諮問第258号及び同第369号の併合、本件対象文書の見分並びに審議 |

第5 審査会の判断の理由

1 本件各開示請求について

本件各開示請求は、本件請求文書の開示を求めるものであり、処分庁は、本件対象文書を特定し、その一部を法5条3号に該当するとして不開示とする原処分を行った。

これに対し、審査請求人は、他の文書の特定、不開示部分の開示等を求めているが、諮問庁は、原処分を維持することが妥当であるとしていることから、以下、本件対象文書の特定の妥当性及び不開示部分の不開示情報該当性について検討する。

2 本件対象文書の特定の妥当性について

(1) 本件対象文書の特定について、当審査会事務局職員をして更に確認させたところ、諮問庁は、おおむね以下のとおり補足して説明する。

ア 本件対象文書は、基礎情報隊の担当者が、収集した情報を基に作成した資料である。

イ 本件請求文書に該当する文書として、本件開示請求1時点において文書1ないし文書19を、本件開示請求2時点において文書20ないし文書42を、それぞれ保有していたが、その他には、本件請求文書に該当する文書は作成しておらず、保有もしていない。

ウ 本件各審査請求を受け、念のため改めて、基礎情報隊の関係部署の執務室、書棚、書庫、パソコン上のファイル及び共有フォルダ等の探索を行ったが、本件対象文書の外に本件請求文書に該当する文書の存在は確認できなかった。

- (2) 以上を踏まえて検討すると、本件対象文書は基礎情報隊において作成及び保有していたことから、これを特定したものであり、本件対象文書の外に本件請求文書に該当する文書を保有していない旨の諮問庁の上記(1)ア及びイ並びに上記第3の5(1)キ及び同(2)キの説明に不自然、不合理な点は認められず、これを覆すに足りる事情もない。

また、諮問庁が説明する上記(1)ウの探索の範囲等について、特段の問題があるとは認められない。

したがって、防衛省において本件対象文書の外に開示請求の対象として特定すべき文書を保有しているとは認められないので、本件対象文書を特定したことは妥当である。

3 不開示部分の不開示情報該当性について

- (1) 文書1ないし文書17及び文書20ないし文書40の不開示部分について

標記不開示部分を不開示とした理由について、諮問庁は、上記第3の4(1)のとおり説明する。

当審査会において標記文書を見分したところ、当該不開示部分には、当該情報資料の作成者の氏名及び階級等が記載されているものと認められる。

これを検討するに、当該不開示部分は、これを公にした場合、自衛隊の情報業務に携わる隊員が特定され、情報を得ようとする者から当該隊員に対する不当な働き掛けが直接行われるおそれがあるなど、防衛省・自衛隊の任務の効果的な遂行に支障を及ぼし、ひいては我が国の安全が害されるおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由があると認められるので、法5条3号に該当し、不開示としたことは妥当である。

- (2) 文書18、文書19、文書41及び文書42について

標記文書を不開示とした理由について、諮問庁は、上記第3の4(2)のとおり説明する。

当審査会において当該文書を見分したところ、当該文書は、いずれも基礎情報隊が作成した各国及び軍事科学技術に関する情報が記載された資料であると認められる。

これを検討するに、当該文書については、その名称及び数量を含めて、これを公にすることにより、防衛省・自衛隊の情報関心及び情報の収集・分析能力が推察され、防衛省・自衛隊の活動を阻害しようとする相

手方をして、その対抗措置を講ずることを可能ならしめるなど、防衛省・自衛隊の任務の効果的な遂行に支障を及ぼし、ひいては我が国の安全が害されるおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由があると認められるので、法5条3号に該当し、不開示としたことは妥当である。

4 審査請求人のその他の主張について

審査請求人のその他の主張は、当審査会の上記判断を左右するものではない。

5 本件各一部開示決定の妥当性について

以上のことから、本件請求文書の各開示請求に対し、本件対象文書を特定し、その一部を法5条3号に該当するとして不開示とした各決定については、防衛省において、本件対象文書の外に開示請求の対象として特定すべき文書を保有しているとは認められないので、本件対象文書を特定したことは妥当であり、不開示とされた部分は、同号に該当すると認められるので、不開示としたことは妥当であると判断した。

(第1部会)

委員 中里智美、委員 木村琢磨、委員 中村真由美

別紙

1 本件請求文書

(1) 本件請求文書1 (諮問第258号)

基礎情報隊が作成したロシア、中国、朝鮮半島、米州、欧州、アフリカ、その他の地域、及び軍事科学技術に関する情報資料のうち請求受付番号：2024. 8. 27ー本本B935で特定された後に綴られた文書の全て並びに当該記事一覧。

(2) 本件請求文書2 (諮問第369号)

基礎情報隊が作成したロシア、中国、朝鮮半島、米州、欧州、アフリカ、その他の地域、及び軍事科学技術に関する情報資料のうち請求受付番号：2024. 10. 1ー本本B1143で特定された後に綴られた文書の全て並びに当該記事一覧。

2 本件対象文書

(1) 本件対象文書1 (諮問第258号)

文書1 中国人民解放軍陸軍の軍事代表団が地上部隊間の露中軍事交流に関する協議のためにモスクワに到着

文書2 備蓄は回復したのか? (その3)

文書3 中国軍機関紙、「日本の74式戦車が退役」との記事を掲載

文書4 シンガポール及び中国、2国間の「海上協力演習2024」を実施(2024年9月)

文書5 備蓄は回復したのか? (その4)

文書6 中国海警局報道官、釣魚島(原文ママ領海内における海警2501編隊の活動について談話を発表

文書7 韓国陸軍・空軍、ドローン活用CBRNテロ対応訓練を実施

文書8 中国共産党、共産党党员数等の統計を発表

文書9 12回目の日韓首脳会談実施(2024. 9. 6)

文書10 米大統領討論会(米ABCニュース主催)について

文書11 ロシア太平洋艦隊が戦略指揮・参謀部演習「オケアン2024」において中国海軍艦艇と会合(20240910)

文書12 備蓄は回復したのか? (その5)

文書13 インド、大規模多国間演習「タラン・シャクティ2024」を初開催(2024年8月～9月)

文書14 中国国防部報道官、「台湾の事は日本と何の関係もない」と発言

文書15 韓国陸軍参謀総長、ポーランド・ルーマニア訪問

文書16 備蓄は回復したのか? (その6)

文書17 韓国の釜山作戦基地に米原子力潜水艦「バーモント」が入港

文書18 各国データベース

文書19 基礎情報隊が作成したロシア、中国、朝鮮半島、米州、欧州、アフリカ、その他の地域、及び軍事科学技術に関する情報資料のうち請求受付番号：2024. 8. 27－本本B935で特定された後に綴られた文書の全てのうち、上記以外の文書

(2) 本件対象文書2（諮問第369号）

文書20 日仏共同訓練「ブリュネ・タカモリ24」に関するロシア側の報道

文書21 備蓄は回復したのか？（その7）

文書22 英海兵隊、米韓共同の海軍・海兵隊演習「サンヨン（S s a n g Y o n g : 双龍）24」に参加

文書23 習近平国家主席、石破首相に首相就任の祝電を送付

文書24 米海兵隊、第12海兵沿岸兵站大隊の発足

文書25 ロシア軍、軍人の定員を150万人に増加（大統領令第792号 2024. 09. 16）

文書26 備蓄は回復したのか？（その8）

文書27 中国外交部報道官、日本の政界要人訪中についてコメント

文書28 韓国宇宙航空庁、NASAと宇宙・航空協力共同声明書を選択

文書29 ベロウソフ・ロシア国防相がブルキナファソ首相と会談を実施

文書30 中国軍機関紙、「日本がサイバー空間戦力を高める野心を明らかにする」との記事を掲載

文書31 在韓米軍、ロドリゲス訓練場での射撃訓練を6年ぶりに正常化

文書32 演習「米海軍主催多国間共同訓練（R i m o f t h e P a c i f i c E x e r c i s e : R I M P A C）2024」の概要

文書33 ロシア外務省、日米共同演習への抗議を表明したと発表（10月11日）

文書34 備蓄は回復したのか？（その9）

文書35 中国外交部・日本外務省、第17回中日高級事務レベル海洋協議を共催

文書36 米韓空軍、航空指揮官会議を実施

文書37 インド、中国と5年ぶりの首脳会談実施、国境問題解決に向け合意（2024年10月23日）

文書38 備蓄は回復したのか？（その10）

文書39 米軍のターミナル段階高高度地域防衛（T e r m i n a l

H i g h A l t i t u d e D e f e n s e : T H A A D)
システムについて

文書４０ 韓国、陸・海・空統合敵航空機・ミサイル攻撃対応訓練を実施（２０２４．１０．２５）

文書４１ 各国データベース

文書４２ 基礎情報隊が作成したロシア、中国、朝鮮半島、米州、欧州、アフリカ、その他の地域、及び軍事科学技術に関する情報資料のうち請求受付番号：２０２４．１０．１－本本Ｂ１１４３で特定された後に綴られた文書の全てのうち、上記以外の文書